

平成30年度政府予算に対する本会要望事項

1. 公務扶助料、遺族年金等の改善

尊い一命を国家に捧げた戦没者の遺族に対する公務扶助料等は、他の公的年金とは性格を異にするもので、あくまでも国家補償の理念に基づき改定されるべきである。また、戦没者遺族の今日までの歩みに配慮し、高齢化著しい実情等を考慮され、公務扶助料等を増額改定されたい。

なお、特例扶助料等の支給率拡大については、より一層の配慮をお願いいたしたい。

2. 身寄りのない戦没者の父母等に対する特別給付金の継続・増額

身寄りのない戦没者の父母等に対する特別給付金は、平成29年9月14日をもって、国債の最終償還を迎える。

この特別給付金は、過ぐる大戦において、その最愛の子や孫を失い、しかも、その為子孫が絶えたという特別な事情にある老父母に対して、国としてこれら遺族の精神的苦痛を慰藉するために支給されるものである。その趣旨に鑑み、平成30年以降もさらに継続し、現在の社会情勢に見合った額に増額されるなど受給者の年齢等を考慮され支給方法等を含め、特段の配慮をお願いいたしたい。

3. 戦没者遺児による慰霊友好親善事業の充実

戦没者の遺児であれば、誰もが「一度でいいから父親等の戦没地にたたせて欲しい。そして、心行くまで慰霊追悼をさせて欲しい」と願っている。

こうした戦没者遺児の長年の念願が認められ、平成3年度から本会が国より補助を受けて実施している事業であり、戦没者遺児への慰藉事業である。

ついでには、参加者の高齢化を考慮して、戦没者遺児と一心同体で歩んできた配偶者も戦没者遺児に準ずる形で一緒に参加できるようにされたい。

さらには、平和の尊さを次世代に継承する役割を担う戦没者の孫等も参加できるよう事業制度の見直しをされたい。

また、事業推進の一環として広報費の増額や、看護師等の同行を認めていただきたい。

4. 遺骨収集事業等の拡充強化

戦没者の遺骨収集事業及び戦跡慰霊巡拝事業については、遺族等の心情を十分配慮されるとともに、次の事項については、特段の配慮をお願いしたい。

- (1) 国の責務を明確にした「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」の趣旨に鑑み、国家プロジェクトとして遺骨収集事業に取り組んでいただきたい。
 - ① 一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会への指導等、全面的な支援をお願いしたい。
 - ② 在外公館に遺骨収集事業を専門とする職員を配置していただきたい。
 - ③ 硫黄島と同様に南方地域及び北方地域についても強力に推進していただきたい。
 - ④ 中断されている地域を早期再開していただきたい。
 - ⑤ 海外にある戦没者埋葬地等の維持管理にも適切な配慮をされたい。
 - ⑥ 遺骨収集事業を知らしめる積極的な広報活動を進めていただきたい。
 - ⑦ 社会人、学生等が参加した際、ボランティア休暇の適用や卒業単位の習得支援を図られたい。
- (2) 海外民間建立慰霊碑移設等事業についても、国として引き続き推進していただきたい。
- (3) 内閣総理大臣、厚生労働大臣は、海外等の日本政府建立の戦没者慰霊追悼施設に引き続き参拝されたい。

5. 全国戦没者追悼式への国費参列者の増員並びに、旅費算定の見直し

- (1) 遺族の高齢化を考慮し、国費参列者を増員していただきたい。
- (2) 式典に児童・生徒の参列を促し、引き続き式典内容を見直しされたい。
また、参列遺族の高齢化が否めないことから、歩行等不自由な遺族については、特段の配慮をされたい。
- (3) 参列する遺族の旅費は旅費法に基づき算定されているが、実際の行程は算定基礎となる行程と相違があり、国費のみでの参列は困難なことから、実際に要する費用の支給を願いたい。

6. 海外等に散逸する戦没者遺品の返還業務委託等

- (1) 先の大戦で出征した兵士に対し、武運長久を願って「寄せ書きされた国旗」など、戦没者の遺品は出征兵士と家族をつなぐ唯一の品である。

内外からの返還希望者は近年増え続け、特に海外に散逸した遺品の返還事業については平成25年、アメリカ・オレゴン州に本部を置くNPO団体、OBONソサエティから調査依頼が本会に寄せられ、以後、本会は同団体と緊密に連携し、各支部都道府県遺族会等の協力を得て調査を行ない、既に多くの遺品の持ち主遺族が判明している。

また、遺品の持ち主遺族判明の後には、遺品の尊厳を保ち、遺族会役員や市区町村の首長等から遺品を返還するなど、遺族からは大変感謝されている。このことから分かるように、戦没者遺族は、亡き肉親の遺骨すら帰らない状況で、唯一、戦没者と遺族を繋ぐ品が帰ってくるという事はこのうえない喜びである。

現在、厚生労働省において行なわれている戦没者の遺品返還業務が本会へ委託された場合、本会は47都道府県に支部遺族会をもち、市区町村にも遺族会を擁しており、遺品の持ち主遺族を捜索するうえで、遺族会にしかないネットワークを駆使して迅速に調査を推進することが可能である。

是非とも、本会への委託業務を検討願いたい。

- (2) 内外のネットオークションで戦没者の遺品（寄せ書きされた国旗、日記帳、手帳、写真、千人針など）が売買されていることは、戦没者遺族に

とって耐え難いことである。直ちに売買を中止させるよう特段の努力をお願いしたい。

- (3) 国内外から返還等の申し出がある個人所有の遺品（戦利品）等で、引取り手が判明しないことにより管理に苦慮するものについては、公的機関での保存等が可能となるよう対応されたい。

7. 国内における民間建立戦没者慰霊碑の維持管理等

- (1) 高齢化著しい遺族会において、国内における民間建立慰霊碑の維持管理等は喫緊の課題である。平成27年度から3年間の予定で国内慰霊碑調査事業が行なわれ、自治体を含む建立者、管理者等から幅広い意見等を聴取し、国に報告した。しかし平成28年度、調査事業が打切りとなり、各地において、戸惑いが広がっている。
については、国内慰霊碑調査事業を再開していただきたい。

- (2) 平成28年度から、管理状況が不良と認定された戦没者慰霊碑については、自治体が独自事業として移設等を行う事ができることから、建立者を含め地元住民との協議のうえ、推進していただきたい。
また、管理良好といわれる碑についても、経年劣化が予想される事から、今後、自治体を中心として管理願いたい。

改 善 項 目

(法律改正等をお願いしたい事項)

1. 特別給付金関係

戦没者等の妻に対する特別給付金は昭和38年分より、戦没者の父母等に対する特別給付金は昭和42年分より受給し、その償還が終了した時点において継続された特別給付金を請求することとなっているが、法律改正でおくれて受給した遺族については、高齢化を考慮して、以前の分と併給されるよう措置されたい。

2. 特別弔慰金関係

- (1) 公務扶助料等受給者が失権した場合、速やかに特別弔慰金が支給されるなど制度を改正されたい。
- (2) 戦没者と一年以上の生計関係を有した三親等内親族の受給要件を緩和されたい。(生計関係を受給要件としない—— 孫、ひ孫等)
- (3) 特別弔慰金の請求手続きを簡素化するとともに、裁定事務を促進されたい。